

森林の保全と適正な利用に関する森林法の規制

- 森林の有する公益的機能の適切な発揮を確保するため、森林法に基づく保安林制度や林地開発許可制度等により、森林の保全と適正な利用を図っている。
- 公益的機能の発揮が特に要請される森林については、保安林に指定し、開発行為を厳しく規制する一方で、規制に伴う損失補償や税制の優遇を措置。
- 保安林以外の民有林における開発行為については、知事権限の林地開発許可制度により規制。

● 森林の保全と適正な利用に関する森林法の規制

森林法の目的

- 森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。

森林を保全する制度

保安林制度

〔 = 公益的機能の発揮が
特に求められる森林 〕

- 公益的機能の発揮が特に要請される森林について、森林法に基づき保安林に指定し、立木の伐採や土地の形質の変更等を規制。
- 規制に伴う損失補償や税制の優遇措置。

林地開発許可制度

〔 = 保安林以外の民有林
(普通林) 〕

- 開発行為によって森林の機能が失われることによる災害の防止等を図るため、保安林以外の民有林における開発行為を規制。

〔 太陽光発電設備の設置：面積0.5ha超
その他の開発行為：面積1.0ha超 など 〕

● 森林法に基づく開発規制や手続の区分

保安林 (= 公益的機能の発揮が 特に求められる森林)	普通林 (保安林以外の民有林)
保安林の 指定・解除 (大臣又は 知事権限)	一定規模を超える場合 林地開発許可 (知事権限)
保安林内 作業許可 (知事権限)	一定規模を超えない場合 伐採届 (市町村長権限)